

令和 6 年 6 月 7 日現在

機関番号：32682

研究種目：基盤研究(B)（一般）

研究期間：2019～2022

課題番号：19H01407

研究課題名（和文）中国の権威主義体制下における法の役割と限界についての比較研究

研究課題名（英文）Comparative study about the role and the limit of the law which can be put under the Chinese authoritarian regime

研究代表者

鈴木 賢（SUZUKI, Ken）

明治大学・法学部・専任教授

研究者番号：80226505

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 13,660,000円

研究成果の概要（和文）：現代中国における法は全体主義国家に典型的な抑圧的法に近付いており、2010年代までに一部見られた自律型法への移行の兆しを失いかけている。これは権威主義体制下にあった台湾や韓国、現在のシンガポールと比して際立っている。権威主義体制の秩序を維持するための道具としての性格に純化される傾向にあり、法と政治が緊密に一体化し、法は権力を強化し、権威を守り、特権を防護し、同調を確保するための自在の道具となっている。さらに法は権力によって設定された道德律に従うことを命ずる媒体ともなっており、逆に権力の法的答責性を問う「法の支配」からはもっとも遠ざかっている。

研究成果の学術的意義や社会的意義

整備が進む中華人民共和国の法にいかなる意義があるのか、それは比較法的、歴史的にいかなる特色があるのか、質的な特異点は何かを明らかにした。これにより中国法の存在意義を、権威主義的政治秩序の維持者の役割にほぼ占領され、法や司法自体の独自の意義を失いつつあることが分かった。政治と結びついた法は道德的な強化や同調を強要するための道具ともなることで、法の道德主義的傾向も強まっている。法を政治や道德的背景から切り離し、それ自体が自律的な存在であるかのような認識では、法の本質を見失わせることにもなりかねない。これは今後の中国法研究、権威主義体制下での法の比較に有益な視座を提供する。

研究成果の概要（英文）：Law in contemporary China is approaching the repressive law typical of totalitarian states and is losing the signs of a transition to autonomous law that was partially seen by the 2010s. This stands out in comparison to Taiwan, South Korea, and now Singapore, which were under authoritarian regimes. Law and politics have become closely integrated, and law has become a flexible tool for consolidating power, protecting authority, safeguarding privileges, and ensuring comity. Furthermore, law has become a medium that commands compliance with the moral code set by power, and is the furthest removed from the “rule of law,” which, on the contrary, questions the legal answerability of power.

研究分野：法学

キーワード：中国法 権威主義体制 抑圧的法 自律的法 台湾 韓国 シンガポール 法道具主義

### 1. 研究開始当初の背景

(1) 中国は1989年の天安門事件以後、競争的国家資本主義経済への転換を図ることで、驚異的な経済発展を遂げ、米国と並び立つ超大国へと急成長した。しかし、他方で政治体制には民主化の兆しは見られず、共産党一党による独裁体制がむしろ強化されてきた。経済の市場化は利益主体の多元化を引き越したが、多様な利益状況を政治へと反映する仕組みは開かれず、むしろ毛沢東時代を彷彿とさせる党と国家の一体化へと回帰している。つまり、競争的国家資本主義と非競争的超権威主義政治といういびつなカップリングが現実となった。こうした状況の下での法は、典型的な「抑圧的法」(ノネ＝セルゼニック)としての特徴を呈し、「抑圧的権力の召使い」として独裁権力に奉仕する用具となっている。

(2) 他方で私的権利の保護や救済を可能にする法制(民法典制定、行政救済法、環境法の生成など)が萌芽的に立ち上がり、一定のまだら模様も見られるようになっていた。

### 2. 研究の目的

本研究は、東アジア3法域(台湾、韓国、シンガポール)との比較法的分析と中国法内部の変容と不変容の胎動分析により、超権威主義体制下の秩序装置としての中国法の役割、意義、限界を明らかにすることを目的とした。

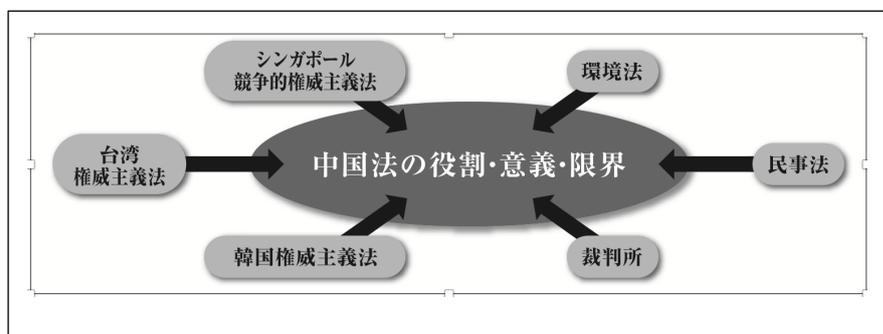
(1) 「全面依法治国」なるスローガンのもとで整備される法が、西欧近代の「法の支配」とは、具体的にどのような異同があり、どのような関係に立つのかを、台湾、韓国、シンガポールの3つの東アジアの権威主義体制下での経験と対比して考察すること、そうした法にはいかなる独自性が見られるのか、その普遍性と特殊性を浮き彫りにすることを、第1の目的とした。

(2) 民法典の制定(2020年)、環境法の整備、司法改革などには、変容と不変容のモザイク構造がみられた。こうした抑圧的法に見られる異質なまだら模様の動態力学、緊張関係、趨勢、本質を変える可能性の有無を見極めることを、第2の目的とした。

### 3. 研究の方法

(1) 比較法的分析: 台湾、韓国、シンガポールの歴史的、比較法的分析から中国式権威主義法の特徴を析出させるという方法である。何が中国法に独特の質なのかを解明するものである。

(2) 変容と不変容の胎動分析: 新たな質の可能性を秘めた民法典、環境法、司法改革に着目し、変容の可能性について検証するという方法である。そこに「自律的法」の生成への胎動ないし契機が見出しうるかを考察しようとする。



### 4. 研究成果

(1) 変わらぬ「質」 中国法を貫く顕著な特徴は、法の内容如何を問わずに、「悪法も法なり」との前提で、法はいつも権力行使に正統性を与える役割を果たしていることである。抑圧的体制のもとでは、すべての利害、とりわけ特権と権力との既存の体系によって保護されていない利益は、いつ奪われるか分からない不安定で脆弱なものとされている。しかし、ながら常に法が抑圧的であることが、社会の構成員によって強く意識されているわけでない。強制すら必要ないほどに抑圧が完璧の域に達していれば、「同意」を得ているかのような表層を取り繕うことが可能である。経済的利害に強い関心をもつ多くの一般市民にとって、経済成長のパフォーマンスが順調である限り、異議申し立てが表面化することはない。

近時の経済成長のかげりは政治資源の貧困を招き、権力者は秩序を維持することに不安をいだき始めている。それがいわゆる国家安全法制の急速な肥大化を引き起こしているし、独裁体制の安全維持を目的として抑圧の網の目がより稠密に形成されてきている。デジタル技術を駆使した監視システムの充実も同様の文脈で理解することができる。このように法は社会的従属システムを正当化し、強制を支える便利な手段へと純化されている。このように法の抑圧的性格が強まっているのは、経済成長の衰退が政治的資源の枯渇をもたらしていることの反映であると考えられるべきである。

(2) 「自律的法」への萌芽や変容の兆しの可能性 他方で中国法にはこれまでにない新たな

変容の兆しも現れている。この研究では民法典の編纂、施行、環境法の整備、環境対策の強化、司法制度の改革、デジタル化の動向に注目し、こうした変容が「自律的法」への萌芽足りうるかを検討した。

まず民法典家族法には文化的同調を国民すべてに求める法道徳主義が顕著で、国家が法によって道徳を強行している。中華民族の伝統的道徳を発揚するための道具として法が動員されている。

環境法の整備が続いているが、それを被害者の権利や利益の救済を直接的な目的とはしておらず、国家の姿勢を示すための形になっている。特に検察による環境公益訴訟の広がり、権力による選択的な法使用に新たなルートを開くもので、「やっている感」を演出する効果がある。

中国では上からの司法のデジタル化が司法改革の名目のもと急進展しているが、これは新技術による効率の向上、透明性と公正性のアピール、裁判官に対する監視・管理の強化を目的としている。前近代以来、中国では司法、裁判は政権を維持するための正統性獲得のためのルートとされてきたが、この点で中華人民共和国の司法も同様の機能を担っている。こうした司法がもつ役割は今日も変わっておらず、表面的な変容は質的な変容をとまなうものとは評価し得ない。

このようにまだら模様が生じていることが、「自律的法」への質的移行、ましてや「応答的法」への移行を示すものとは言い難い状況にあることが判明した。

#### 【法の三類型論】

(P. ノネ=P. セルゼニック『法と社会の変動理論』六本佳平訳、岩波書店、1981年、21頁)

	抑圧的法	自律的法	応答的法
法の目的	秩序	正当化	能力
正当性	社会防衛と国家理性	手続的公正	実質的正義
準則	治者に対する拘束力弱	治者にも拘束力あり	原理や政策に従属
法的推論	その場限り、 便宜主義的、特殊主義的	法的権威に従属、 形式主義、法規主義	目的論的、 認知能力の拡大
裁量	広汎、抑制は弱い	法的抑制に制御される	代替的手段駆使、誘因活用、義務の自己維持
政治	法は政治権力に従属	法は政治から独立、権力分立	法の願望と政治的願望の結合
服従への期待	無条件的、不服従に処罰	準則からの乖離が法的に正当化	不服従は実質的害悪に照らして評価

(3) 比較の中の中国法 本研究では、現在の中国の抑圧的法をアジアの他の3国(台湾、韓国、シンガポール)と対比し、中国に独特な性格としていなくなる点があるかを究明しようと務めた。

①華人社会という点で共通性がある台湾では、1987年の戒厳令解除を経て1990年代はじめまでは、権威主義体制が継続した。そうしたなか法には抑圧的な性格が色濃く反映し、法は政治的抑圧の手段として動員されてきた。台湾でも中国国民党と国家が癒着した党国一体化が見られたが、90年代に入り民主化が急速に進んだ。2016年以降、2度目の政権交代を経て、民進党・蔡英文総統の政権下でいわゆる「移行期の正義」が起動し、かつての法運用の実態が明らかにされつつある。政治犯の弾圧、拘束、処罰のために法や司法が奉仕させられ、まさに法は抑圧のための道具と化していた。現在、被害者の名誉回復、裁判の取消し、謝罪、賠償、補償などが進むなかで実態がより詳細に白日のもとに晒されはじめている。しかし、資料的に裁判の過程を再現し、政治(特に独裁者であった蒋介石総統)がいかに個別の事件に関与したかまで明らかになっている。少なくとも法的な整合性を求められ、記録を後世に残すことはしており、全くのデータラメという訳ではなかった。この点は現在の中国よりも政治的恣意性は低かったと言える。

②台湾同様に日本植民地の支配を受けて、戦後は台湾とは異なり、独立国となった韓国でも、戦後は長期にわたり権威主義体制に置かれた。韓国でも法は政治的抑圧のための手段とされてきたものの、民主化にともないしだいに司法の自律性が高まり、積極司法とも言いえる状況となっている。とくに憲法裁判所の積極的な違憲審査権の行使により、権威主義体制の遺制が解体を余儀なくされているのは注目に値する。

③華人を主体とするという共通性をもつシンガポールでは、政治的にはなお権威主義的傾向が強く見られ、民主化がなされたとはいいがたい。シンガポール市民の最大の関心は、市場的な発展の成果であり、そもそも市民的自由や人権といった価値への希求は強くはない。むしろ政府の経済的役割への強い期待があり、政府がそれに答えている限りは、異議申立の力も強くはない。そうしたなかシンガポールでは強権を発動することなく、秩序を維持しうる状況が続いている。また、司法は専門的、技術的過程として精緻化、精密化されており、政治的恣意が無制限に支配するものともなっていない。中国のように国家と一体化した独裁政党が社会の隅々まで監視、統制する仕組みもない。こうした事情は法にも当然に反映し、中国法とは異なる質を獲得している。

(4) まとめ 中国では党が立法、行政、司法、マスコミ、社会团体(弁護士会や労働組合、女性団体)、教育・研究(学校、大学、研究施設など)、インターネット空間など、あらゆる領域を包括的に統制している。これを法的に正当化し、可能とする仕組みが整えられ、この場面では専門的な法的整合性は重視されていないし、そもそもそれをチェックする機能が失われている。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計31件（うち査読付論文 2件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 鈴木賢	4. 巻 792
2. 論文標題 比較法から吹く風は日本法を変えるのか--同性婚の法制化を例として	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法学セミナー	6. 最初と最後の頁 20-26
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 鈴木賢	4. 巻 104
2. 論文標題 台湾の大法官による憲法解釈制度の概要と運用	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 琉大法学	6. 最初と最後の頁 75-90
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 鈴木賢	4. 巻 562
2. 論文標題 死にゆく『一国二制度』 香港で何が起きているか	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法と民主主義	6. 最初と最後の頁 3-6
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 鈴木賢	4. 巻 82
2. 論文標題 台湾におけるふたつの『移行期の正義』と法	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 比較法研究	6. 最初と最後の頁 137-147
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 鈴木賢	4. 巻 112
2. 論文標題 LGBTQ+ についての婚姻権承認の意義 台湾における婚姻平等が日本に示唆すること	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 都市問題	6. 最初と最後の頁 73-81
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 鈴木賢	4. 巻 15
2. 論文標題 台湾における婚姻平等化が意味するもの	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 同時代史研究	6. 最初と最後の頁 24-31
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 鈴木賢	4. 巻 9
2. 論文標題 婚姻平等を達成した台湾の経験が示唆すること	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 ジェンダー法研究	6. 最初と最後の頁 59-77
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 清末愛砂	4. 巻 76-3
2. 論文標題 究極的な差別としての死刑制度とフェミニズム - 命をどうとらえるか	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 福音と世界	6. 最初と最後の頁 30-35
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 清末愛砂	4. 巻 65-3
2. 論文標題 平和の達成要件としての<個人の尊厳>を学ぶ - 室蘭での憲法教育・学習の試み	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 月刊社会教育	6. 最初と最後の頁 12-19
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 宇田川幸則	4. 巻 289
2. 論文標題 中国民法典における離婚冷静期に関する一考察	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 名古屋大学法政論集	6. 最初と最後の頁 1-43
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 宇田川幸則	4. 巻 292
2. 論文標題 中華人民共和国婚姻法(2001年)における実質的婚姻意思を欠く婚姻の取扱い	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 名古屋大学法政論集	6. 最初と最後の頁 1-25
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 鈴木賢	4. 巻 792
2. 論文標題 比較法から吹く風は日本法を変えるのか--同性婚の法制化を例として	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法学セミナー	6. 最初と最後の頁 20,26
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 鈴木賢	4. 巻 3
2. 論文標題 『憲法二四条同性婚違憲論』に完全終止符を打つ	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 Over	6. 最初と最後の頁 6, 17
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 鈴木賢	4. 巻 104
2. 論文標題 台湾の大法官による憲法解釈制度の概要と運用	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 琉大法学	6. 最初と最後の頁 75, 90
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 鈴木賢	4. 巻 562
2. 論文標題 「死にゆく『一国二制度』 香港で何が起きているか	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法と民主主義	6. 最初と最後の頁 3, 6
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 鈴木賢	4. 巻 82
2. 論文標題 台湾におけるふたつの『移行期の正義』と法	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 比較法研究	6. 最初と最後の頁 137, 147
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 宮畑加奈子	4. 巻 21
2. 論文標題 台湾有形文化資産における文化的価値創造の過程について	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 地域文化研究	6. 最初と最後の頁 74,95
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 宮畑加奈子	4. 巻 4
2. 論文標題 台湾の新型コロナウイルス感染症対策 感染症法史と緊急命令権を中心として	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 日本政治法律研究第	6. 最初と最後の頁 343,357
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 清末愛砂	4. 巻 76-3
2. 論文標題 究極的な差別としての死刑制度とフェミニズム - 命をどうとらえるか	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 福音と世界	6. 最初と最後の頁 30,35
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 清末愛砂	4. 巻 65-3
2. 論文標題 平和の達成要件としての<個人の尊厳>を学ぶ - 室蘭での憲法教育・学習の試み	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 月刊社会教育	6. 最初と最後の頁 12,19
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 清末愛砂	4. 巻 23
2. 論文標題 シンガポールにおけるDVの再加害を防止するための法政策 - 義務的カウンセリングプログラムの実施	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 亜細亜女性法学	6. 最初と最後の頁 159,170
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 清末愛砂	4. 巻 2021-8
2. 論文標題 墮胎罪に着目して考える日本国憲法の課題 - ジェンダーと平和主義の視点から	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 憲法運動	6. 最初と最後の頁 6,13
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 岡克彦	4. 巻 219
2. 論文標題 韓国ソウル中央地方法院・第一次日本軍慰安婦問題損害賠償事件 (ソウル中央地方法院2021年1月8日判決)	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 名古屋大学法政論集	6. 最初と最後の頁 121,159
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 宇田川幸則	4. 巻 289
2. 論文標題 中国民法典における離婚冷静期に関する一考察	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 名古屋大学法政論集	6. 最初と最後の頁 1,43
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.18999/nuj.jp.289.1	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 宇田川 幸則	4. 巻 292
2. 論文標題 中華人民共和国婚姻法（2001年）における実質的婚姻意思を欠く婚姻の取扱い	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 名古屋大学法政論集	6. 最初と最後の頁 1～25
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.18999/nujlp.292.1	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 鈴木賢	4. 巻 742号
2. 論文標題 台湾における婚姻平等化からの示唆	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 142,147
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 櫻井次郎	4. 巻 70巻2号
2. 論文標題 中国における環境紛争の現状	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 神戸外大論叢	6. 最初と最後の頁 109,120
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 岡克彦	4. 巻 12号
2. 論文標題 トランスジェンダーをめぐる韓国の『男』と『女』の法的区別 韓国法に内在する『公序』としての性別秩序体系の実相	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 アジア法研究	6. 最初と最後の頁 19,37
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 宮畑加奈子	4. 巻 42巻3号
2. 論文標題 台湾における憲法改正の進展と文化権の交錯	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 広島経済大学研究論集	6. 最初と最後の頁 19,28
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 清末愛砂	4. 巻 12号
2. 論文標題 ジェンダー視点から考察するシンガポール家族法 - 求められる女性の社会進出と性別役割分担のゆくえ	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 アジア法研究	6. 最初と最後の頁 91,101
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 清末愛砂	4. 巻 24巻1号
2. 論文標題 シンガポールの児童虐待法制の考察 - 専門家の活用によるケアの拡充	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 国際公共政策研究	6. 最初と最後の頁 29,36
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計20件 (うち招待講演 0件 / うち国際学会 1件)

1. 発表者名 鈴木賢
2. 発表標題 台湾における二つの移行期の正義と法
3. 学会等名 比較法学会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 鈴木賢
2. 発表標題 台湾における婚姻平等化と法施行後の社会に起きていること
3. 学会等名 学術会議
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 岡克彦
2. 発表標題 マイノリティ問題に現れた韓国の『積極司法』と憲法適合解釈のあり方 - 『良心的兵役拒否』・『トランスジェンダーによる性別変更』の事例を中心に
3. 学会等名 比較憲法研究会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 鈴木賢
2. 発表標題 婚姻平等の射程--台湾法を手がかりに
3. 学会等名 日本学術会議
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 清末愛砂
2. 発表標題 シンガポールのDV加害者対応としての刑事罰 - 女性憲章に着目して
3. 学会等名 日本司法福祉学会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 清末愛砂
2. 発表標題 憲法24条2項に定める「個人の尊厳」を立法に活かす意義
3. 学会等名 ジェンダー法学会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 宮畑加奈子
2. 発表標題 東アジアにおける薬物政策
3. 学会等名 日本政治法律学会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 宮畑加奈子
2. 発表標題 台湾有形文化資産における文化的価値創造の過程について
3. 学会等名 地域文化学会定例研究会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 宮畑加奈子
2. 発表標題 台湾の新型コロナウイルス感染症対策 感染症法の歴史と緊急命令権を中心として
3. 学会等名 日本政治法律学会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 宮畑加奈子
2. 発表標題 台湾における歴史的建造物と都市法制の交錯
3. 学会等名 日本土地法学会中国支部研究会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 Aisa Kiyosue
2. 発表標題 A Case Study of Singapore's Efforts to Prevent Re-offending in DV cases
3. 学会等名 Asian Women Law Institute International Conference 2020 (国際学会)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 清末愛砂
2. 発表標題 シンガポールのDV加害者対応としての刑事罰 - 女性憲章に着目して
3. 学会等名 日本司法福祉学会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 清末愛砂
2. 発表標題 憲法24条2項に定める「個人の尊厳」を立法に活かす意義
3. 学会等名 ジェンダー法学会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 岡克彦
2. 発表標題 マイノリティ問題に現れた韓国の『積極司法』と憲法適合解釈のあり方 - 『良心的兵役拒否』・『トランスジェンダーによる性別変更』の事例を中心に
3. 学会等名 比較憲法研究会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 徐行
2. 発表標題 書評：小森田秋夫『法廷から見た人と社会 ロシア・ポーランド・韓国・ベトナム』
3. 学会等名 民主主義科学者協会法律部会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 鈴木賢
2. 発表標題 台湾における移行期の正義と人権回復の努力
3. 学会等名 比較法学会84回総会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 岡克彦
2. 発表標題 韓国のトランスジェンダー問題からみえてくる『男』と『女』の法的境界
3. 学会等名 第29回東アジア学会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 徐行
2. 発表標題 習近平体制下の司法改革 人民法院の「変」と「不変」
3. 学会等名 現代中国法研究会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 宮畑加奈子
2. 発表標題 台湾における司法の形成 「慣習」「文化」の多元性を媒介として
3. 学会等名 アジア法学会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 宮畑加奈子
2. 発表標題 台湾における憲法改正の進展と文化権の交錯
3. 学会等名 日本政治法律学会
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計11件

1. 著者名 鈴木 賢	4. 発行年 2022年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 402
3. 書名 台湾同性婚法の誕生	

1. 著者名 高見澤 磨、鈴木 賢、宇田川 幸則、徐 行	4. 発行年 2022年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 484
3. 書名 現代中国法入門〔第9版〕 外国法入門双書	

1. 著者名 松本 ますみ、清末 愛砂、池田 賢太、阿知良 洋平、川村 雅則、辻 智子、石井 佐登子、小野寺 信勝、前田 潤、坂東 和之、吉澤 文寿、殿平 善彦、小田 博志、葛野 次雄、松本 徹、永井 真也、稲村 隆之、那須 守、亀田 正人	4. 発行年 2021年
2. 出版社 法律文化社	5. 総ページ数 164
3. 書名 北海道で考える 平和	

1. 著者名 鈴木 賢	4. 発行年 2022年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 402
3. 書名 台湾同性婚法の誕生	

1. 著者名 鮎京正訓、四本健二、浅野宜之編	4. 発行年 2021年
2. 出版社 明石書店	5. 総ページ数 1312
3. 書名 新版アジア憲法集	

1. 著者名 松本ますみ・清未愛紗編	4. 発行年 2021年
2. 出版社 法律文化社	5. 総ページ数 164
3. 書名 北海道で考える<平和> - 歴史的視点から現代と未来を探る	

1. 著者名 志田陽子・榎澤幸広・中島宏・石川裕一郎編	4. 発行年 2021年
2. 出版社 映画で学ぶ憲法	5. 総ページ数 176
3. 書名 法律文化社	

1. 著者名 前田耕作・山内和也編	4. 発行年 2021年
2. 出版社 明石書店	5. 総ページ数 416
3. 書名 アフガニスタンを知るための70章	

1. 著者名 高見澤 磨、鈴木 賢、宇田川 幸則、坂口 一成	4. 発行年 2019年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 472
3. 書名 現代中国法入門〔第8版〕	

1. 著者名 川島 真、小嶋 華津子	4. 発行年 2020年
2. 出版社 ミネルヴァ書房	5. 総ページ数 256
3. 書名 よくわかる現代中国政治	

1. 著者名 周保松、倉田徹、石井知章	4. 発行年 2019年
2. 出版社 社会評論社	5. 総ページ数 352
3. 書名 香港雨傘運動と市民的不服従	

〔産業財産権〕

〔その他〕

鈴木の亞洲法世界 <a href="https://www.suzuki-asian-law.com">https://www.suzuki-asian-law.com</a> 明治大学現代中国研究所 <a href="http://www.isc.meiji.ac.jp/~china/">http://www.isc.meiji.ac.jp/~china/</a> 鈴木の亞洲法世界 <a href="https://www.suzuki-asian-law.com">https://www.suzuki-asian-law.com</a> 明治大学現代中国研究所 <a href="http://www.isc.meiji.ac.jp/~china/">http://www.isc.meiji.ac.jp/~china/</a> 鈴木賢の亞洲法世界 <a href="https://www.suzuki-asian-law.com">https://www.suzuki-asian-law.com</a>
--

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究 分 担 者	清末 愛砂  (kiyosue aisa)  (00432427)	室蘭工業大学・大学院工学研究科・教授   (10103)	

6. 研究組織（つづき）

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	宮畑 加奈子  (miyahata kanako)  (20441503)	広島経済大学・教養教育部・教授    (35402)	
研究分担者	徐 行  (xu xing)  (30580005)	北海道大学・法学研究科・准教授    (10101)	
研究分担者	櫻井 次郎  (sakurai jiro)  (40362222)	龍谷大学・政策学部・教授    (34316)	
研究分担者	宇田川 幸則  (udagawa yu kinori)  (80298835)	名古屋大学・法学研究科・教授    (13901)	
研究分担者	岡 克彦  (oka katuhiko)  (90281774)	名古屋大学・法政国際教育協力研究センター・教授    (13901)	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計2件

国際研究集会 現場報告集会「香港の若者は何と闘っているのか？」	開催年 2020年～2020年
国際研究集会 国際シンポジウム「堅持主義体制下での法の役割と限界	開催年 2024年～2024年

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関